

ドイツにおけるオンライン・アクセス法 —行政サービスの電子化とポータルネットワーク—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課 渡辺 富久子

目 次

はじめに

I オンライン・アクセス法制定までの経緯

- 1 連邦と州の協力による行政の電子化
- 2 IT 計画評議会における行政の電子化の検討及び推進

II オンライン・アクセス法の制定及びその概要

- 1 オンライン・アクセス法の制定
- 2 オンライン・アクセス法の概要
- 3 オンライン・アクセス法に規定のある法規命令

III 行政の電子化の進捗状況と国家法規監理委員会の進捗モニタリング

- 1 連邦及び州による電子化の進捗状況
- 2 国家法規監理委員会による進捗モニタリング

おわりに

翻訳：行政サービスへのオンライン・アクセスを改善する法律（オンライン・アクセス法）

キーワード：ドイツ、電子政府、行政手続、行政ポータルサイト、ポータルネットワーク

要 旨

ドイツでは、2009年の基本法（憲法）の改正により、行政の電子化の分野において連邦と州の協力が行われるようになった。

2017年に、行政の電子化を一層促進するため、オンライン・アクセス法が制定・施行され、連邦と州は、2022年末までに行政サービス（行政手続）を電子化すること、また、連邦と各州の行政ポータルサイトをネットワークで連結することを義務付けられた。電子化の対象となる行政サービスは約575件あるとされ、徐々に電子化が進捗している。

しかし、行政の電子化をモニタリングする国家法規監理委員会（NKR）は、2022年末までに575の行政サービス全てを電子化することは困難と見て、様々な課題を指摘する。

本稿では、オンライン・アクセス法制定までの経緯を確認した後、同法の概要及び施行後の課題を紹介し、併せて同法を翻訳する。

はじめに

ドイツでは、2000年代以降、行政の電子化を促進するために、連邦と州の官庁がそれぞれ、様々な行政サービス（行政手続）を電子化してきた。2009年のドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当。以下「基本法」という。）の改正⁽¹⁾後は、連邦と州の協力により連邦全体で統一した政策が行われるようになり、電子的な本人確認の仕組みを導入する身分証明書法の改正（2010年11月施行）⁽²⁾や、電子政府のインフラ基盤について定める電子政府法の制定（一部を除き、2013年8月施行）⁽³⁾等の立法措置も講じられてきた。これらの立法措置に次いで、行政サービスの電子的提供を一層促進することを目的として2017年に制定・施行された法律が、オンライン・アクセス法⁽⁴⁾である⁽⁵⁾。

オンライン・アクセス法は、連邦と州に対して、2022年末までに、その行政ポータルサイトにおいて電子的にも行政サービスを提供すること、及び連邦と各州の行政ポータルサイトを

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年2月1日である。本稿の執筆及び翻訳に際し、2021年6月28日に国立国会図書館調査及び立法考査局ドイツ法研究会において、専修大学法科大学院米丸恒治教授からドイツの電子政府施策に関する説明を聴取した。記して謝意を表す。

(1) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 143d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2248). 2009年8月1日施行。山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1) —基本法の改正」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.3-18. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1> を参照。

(2) Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis vom 18. Juni 2009 (BGBl. I S. 1346). 古賀豪・調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「身分証明書及び電子的本人証明に関する法律」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.47-63. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747938_po_02610004.pdf?contentNo=1> を参照。

(3) E-Government-Gesetz vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749). 渡辺富久子「ドイツにおける電子政府法の概要及び評価」『外国の立法』289号, 2021.9, pp.29-53. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11720911_po_02890002.pdf?contentNo=1> を参照。

(4) Gesetz zur Verbesserung des Onlinezugangs zu Verwaltungsleistungen (Onlinezugangsgesetz - OZG) vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3138). 2017年8月18日施行。

(5) ドイツにおける行政の電子化政策については、渡辺富久子・神足祐太郎「ドイツにおける行政の電子化推進の体制と課題」『レファレンス』847号, 2021.7, pp.49-74. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11703677_po_084703.pdf?contentNo=1> を参照。

ネットワークで連結することを義務付けるものである。システムの設計においては利用者の使い勝手が最大限に考慮され、行政サービスの一括検索や、簡便な電子的本人確認が可能となり、行政サービスの申請から通知受領までを一貫して電子的に行うことができるようになる。

本稿では、オンライン・アクセス法制定までの経緯（Ⅰ）、同法の概要（Ⅱ）及び同法実施の進捗状況と現状の課題（Ⅲ）を概説する。また、2022年2月時点のオンライン・アクセス法の翻訳を紹介する。

I オンライン・アクセス法制定までの経緯

1 連邦と州の協力による行政の電子化

連邦制を採用するドイツにおいて、州（Land）は、連邦と同様、憲法のほか、独立した統治機構（議会、政府、行政機関、裁判所）を有する。基本法では、州は、原則として国家の任務を行うこと（第30条。以下、本章で掲げる条項は基本法のことを指す。）、並びに基本法が連邦に権限を付与している分野を除き、立法を行い（第70条）、及び連邦法律を執行すること（第83条）⁽⁶⁾と定められている。その上で、基本法は、いずれの分野で連邦が立法権を有するか、及びいずれの分野の法律を連邦の行政機関が執行するかについて詳細に定めている。残余の分野が、州が立法権を有する分野及び州の行政機関が執行する分野となる。このようにして、連邦と州の責任の分担は、明確に切り分けられている。

このように、基本法は、立法と行政における連邦と州の権限を明確に切り分けているが、実際には、連邦と州の合意に基づいて政策が決定されることも多く、行政任務の遂行を協力して行うこともある（協調的連邦主義⁽⁷⁾）。基本法は、こうした協力関係について例外を設け、「第8a章 共同任務及び行政上の協力」（第91a条～第91e条）において規定している。

行政の電子化に関しては、連邦制の原則に従えば、州の行政組織や行政の在り方については各州が所掌するため、本来連邦と各州それぞれが行政の電子化を所掌する。そのため、連邦と16州それぞれにおいて独自に電子化が行われていた⁽⁸⁾。しかし、IT技術が進展し、行政の電子化を一層促進するためには連邦全体での取組が必要であり、そのためには連邦と州の協力が不可欠であると認識されるようになった。その結果、2009年の連邦と州の財政関係に関する基本法改正⁽⁹⁾に際して、行政の電子化の分野において連邦と州の協力を許容する条項として、基本法に第91c条「情報技術システム」が新設された。第91c条は、連邦と州は協力して、情報技術システムを計画し、構築し、及び運用することができる」と規定する。法案説明資料では、その理由として、従前、個別の行政手続ごとにITシステムを構築してきたが、様々な行政手続に共通のITシステムを構築することが技術的に可能となり、長期的には、連邦と州が協力して共通の基盤となるITシステムを開発することが行政費用の節減及び行政サービスの改善につながる事が挙げられていた⁽¹⁰⁾。

(6) Heinrich Amadeus Wolff et al., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018, S. 604f.

(7) „Zusammenarbeit im deutschen Föderalismus.“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<https://www.bpb.de/kurzknapp/lexika/politiklexikon/17750/kooperativer-foederalismus/https://www.bpb.de/izpb/159339/zusammenarbeit-im-deutschen-foederalismus?p=all>>

(8) 連邦制と行政の電子化との関係については、渡辺・神足 前掲注(5), pp.49-74を参照。

(9) 前掲注(1)の法律。

(10) BT-Drucksache 16/12410, S. 7f.

2 IT 計画評議会における行政の電子化の検討及び推進

第 91c 条に基づき、連邦と州は、2009 年 11 月に、IT 分野で協力するために IT 計画評議会を設置することを定める協定「IT 計画評議会の設置並びに連邦及び州の行政において情報技術を使用する際の協力の基礎に関する協定」⁽¹¹⁾ を締結した。この協定に基づいて、行政の IT 化に関する連邦と州の協力のための「IT 計画評議会 (IT-Planungsrat)」が、2010 年に連邦内務省⁽¹²⁾ に設置された。IT 計画評議会は、連邦政府 IT 監察官 (Beauftragter der Bundesregierung für Informationstechnik)⁽¹³⁾ 及び各州の IT を担当する代表者 (通常は事務次官 (Staatssekretär)) を構成員とし⁽¹⁴⁾、行政の電子化に係る連邦と州の協力の調整を行う委員会である。

IT 計画評議会は、連邦と州の協力により様々な電子化プロジェクトを手掛けているが、その代表例の一つに、2015 年の欧州難民危機への対応として行われた、難民の庇護手続の電子化がある⁽¹⁵⁾。当初、難民は州の受入施設や警察など複数の機関で登録しなければならなかったが、IT 計画評議会のイニシアチブによりデータ・マネジメントが改善され (外国人登録簿法等の改正⁽¹⁶⁾)、最初の登録機関のデータ (指紋を含む) が中央の外国人登録簿 (Ausländerzentralregister) に送信され、これを他の機関も利用できるようにするなど、手続が効率化された。

2016 年 5 月、IT 計画評議会の下の特設ワークショップにおいて、連邦と州は、その後ポータルネットワークにつながるようになる構想について合意した。その内容は、連邦・州・市町村 (Kommune)⁽¹⁷⁾ は行政サービスを各々の行政ポータルサイトで電子的に提供し、市民と事業者が利用しやすいようにすること、また、利用者がいずれの行政ポータルサイトから入っても、利用したい行政サービスに誘導されるようにすることであった。さらに、市民や事業者のアカウントの相互運用性を確保すること、このために可能な限り既存のインフラストラクチャーを利用することについても合意された⁽¹⁸⁾。

(11) Vertrag über die Errichtung des IT-Planungsrats und über die Grundlagen der Zusammenarbeit beim Einsatz der Informationstechnologie in den Verwaltungen von Bund und Ländern vom 20. November 2009 (BGBl. 2010 I S. 662). 2010 年 4 月 1 日施行。

(12) 省庁の名称は、それぞれの政権によって変更されることがある。連邦内務省は、本稿の翻訳では「連邦内務・建設・国土省 (Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat)」であり、2021 年 12 月からの名称は「連邦内務・国土省 (Bundesministerium des Innern und für Heimat)」であるが、本解説では「連邦内務省」で統一する。なお、連邦内務省に置かれていた IT 計画評議会の事務局の機能は、2020 年 7 月 1 日に、支援組織 FITKO に移管された。

(13) 連邦政府 IT 監察官のポストは、2007 年 12 月 5 日の連邦政府の決定「連邦 IT マネジメント (IT-Steuerung Bund)」によって新設された。連邦政府 IT 監察官の任務は、連邦の IT 戦略について方向性を検討し、連邦の行政機関のデジタル化を支援することである。„Beauftragter für Informationstechnik.“ Der Beauftragte der Bundesregierung für Informationstechnik website <https://www.cio.bund.de/Web/DE/Politische-Aufgaben/BfIT/bfit_node.html>

(14) „Die Zusammensetzung des IT-Planungsrates.“ IT-Planungsrat website <<https://www.it-planungsrat.de/der-it-planungsrat/zusammensetzung>>

(15) „Beschleunigtes Asylverfahren bewährt sich in der Praxis,“ 2016.3.17. Der Beauftragte der Bundesregierung für Informationstechnik website <https://www.cio.bund.de/SharedDocs/Kurzmeldungen/DE/2016/mitMS/20160317_beschleunigtes_asylverfahren.html>

(16) Gesetz zur Verbesserung der Registrierung und des Datenaustausches zu aufenthalts- und asylrechtlichen Zwecken (Datenaustauschverbesserungsgesetz) vom 2. Februar 2016 (BGBl. I S. 130).

(17) Kommune は基礎自治体であり、独立市 (Stadt)、郡 (Kreis)、Gemeinde (郡に属する市及び町村)、Stadtbezirk (区) がある。„Kommunen.“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<https://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/lexikon-in-einfacher-sprache/290474/kommunen>>

(18) IT-Planungsrat, „Projektsteckbrief Portalverbund,“ 2016.8.4, S. 4f. <https://www.it-planungsrat.de/fileadmin/beschluesse/2016/Beschluss2016-27_6_Anlage1_Portalverbund.pdf>

2016年6月、IT計画評議会は、特別ワークショップの合意に基づいて、ポータルネットワークの担当部署の設置を連邦に要請することを決定した⁽¹⁹⁾。決定の際には、連邦と州の協力により難民の庇護手続の電子化に成功した経験を更なる行政の電子化にいかすこと、行政の電子化にはドイツの連邦制の体系を取り入れること等が確認された。

IT計画評議会からの要請を受け、連邦内務省に担当部署が設置され、各行政サービスの電子化について内容面からの調整が行われることとなった⁽²⁰⁾。同時に、IT計画評議会でも、関係機関の調整の下、ネットワークや、使用するプログラミング言語等の技術的な検討が行われた。

II オンライン・アクセス法の制定及びその概要

1 オンライン・アクセス法の制定

2016年10月14日、連邦・州首相会議は、連邦と州の財政関係を見直し、財政調整制度を改革するための基本法改正の骨子に合意した⁽²¹⁾。これは、1990年の東西ドイツ統一から30年を節目として旧東ドイツ諸州に手厚い連邦と州の財政調整制度（「連帯協定II（2005-2019）」⁽²²⁾）を見直すこととされていたために、10年余にわたる検討の末行われた合意であった。連邦と各州の利害に大きく関わる財政調整制度の改革は、社会の関心・注目を集めていた。この際、同じく連邦制に関する案件として、連邦と州が協力して共通の市民ポータルを構築し、市民が電子的な行政サービスを利用しやすくすることも、目立たないながら決定された。

この連邦・州首相会議の決定を受け、2017年7月に連邦と州の財政調整制度を改革するための基本法改正⁽²³⁾が行われた。同時に基本法第91c条に第5項が追加され、連邦及び州の行政サービスの横断的な（übergreifend）電子的提供について連邦の立法権が規定された。この規定により、連邦と各州の行政サービスの電子的提供に係る技術やセキュリティ基準等が連邦法に基づき統一されることになったため、これは連邦の権限拡大を意味するとされる⁽²⁴⁾。

基本法第91c条第5項の規定に基づいて同年8月に制定された連邦法律が、「行政サービスへのオンライン・アクセスを改善する法律（オンライン・アクセス法）」（2017年8月18日施行）である。オンライン・アクセス法は、連邦と州に対して、行政サービスを電子化すること、及びその行政ポータルサイトをネットワーク化することを義務付けるものであり、インフラストラクチャーとしてのポータルネットワークの骨格を定めている。法律制定の背景として、連邦

(19) *ibid.*, S. 3.

(20) „Umlaufbeschluss zur Koordinierung Umsetzung Onlinezugangsgesetz (OZG),“ 2018.8.24. IT-Planungsrat website <<https://www.it-planungsrat.de/beschluss/beschluss-2018-36>>

(21) „Konferenz der Regierungschefinnen und Regierungschefs von Bund und Ländern am 14. Oktober 2016 in Berlin – Beschluss,“ 2016.10.14. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/konferenz-der-regierungschefinnen-und-regierungschefs-von-bund-und-laendern-am-14-oktober-2016-in-berlin-beschluss-430850>>

(22) 連帯協定II(2005-2019)の正式名称は、Gesetz zur Fortführung des Solidarpaktes, zur Neuordnung des bundesstaatlichen Finanzausgleichs und zur Abwicklung des Fonds „Deutsche Einheit“ (Solidarpaktfortführungsgesetz) vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955)。一部を除き、2005年1月1日施行。

(23) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 90, 91c, 104b, 104c, 107, 108, 109a, 114, 125c, 143d, 143e, 143f, 143g) vom 13. Juli 2017 (BGBl. I S. 2347)。2017年7月20日施行。渡辺富久子「ドイツにおける財政調整制度の改革—州間財政調整の縮小と連邦交付金の拡大—」『外国の立法』No.278, 2018.12, pp.15-48. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11202126_po_02780002.pdf?contentNo=1>を参照。

(24) Wolfgang Denkhäus et al., *E-Government-Gesetz: Onlinezugangsgesetz, Mit E-Government-Gesetzen der Länder und den Bezügen zum Verwaltungsverfahrensrecht: Kommentar*, München: C.H. Beck, 2019, S. 317.

議会の法案審議では、ショイブレ（Wolfgang Schäuble）連邦財務大臣（当時）により、利便性の向上、行政費用の削減及び今後の人口減少による公務部門の人材不足への対処の必要性が挙げられていた⁽²⁵⁾。

オンライン・アクセス法は、制定後 2022 年 2 月までに、家族給付に係る行政手続の電子化に関する法律⁽²⁶⁾、登録制度現代化法⁽²⁷⁾等により改正されている（表 1 参照）。以下では、2022 年 2 月現在の同法の概要を紹介する。

表 1 オンライン・アクセス法の改正経過

施行日	法律名	改正された条項
2017.8.18	オンライン・アクセス法	—
	Gesetz zur Verbesserung des Onlinezugangs zu Verwaltungsleistungen (Onlinezugangsgesetz - OZG) vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3138).	
2020.6.27	第 11 次省庁名適合令	第 5 条・第 6 条の改正
	Elfte Zuständigkeitsanpassungsverordnung vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1328).	
2020.12.10	家族給付に係る行政手続の電子化に関する法律	第 2 条・第 3 条・第 5 条・第 7 条・第 8 条の改正 第 9 条の新設
	Gesetz zur Digitalisierung von Verwaltungsverfahren bei der Gewährung von Familienleistungen vom 3. Dezember 2020 (BGBl. I S. 2668).	
2021.4.7	登録制度現代化法	第 11 条の新設
	Registermodernisierungsgesetz vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591).	
2021.7.7	公務員の外観を規制し、他の公勤務関係の法規を改正する法律	第 11 条の改正
	Gesetz zur Regelung des Erscheinungsbilds von Beamtinnen und Beamten sowie zur Änderung weiterer dienstrechtlicher Vorschriften vom 28. Juni 2021 (BGBl. I S. 2250).	
未定	登録制度現代化法	第 2 条の改正 第 10 条の新設
	Registermodernisierungsgesetz vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591).	
未定	公務員の外観を規制し、他の公勤務関係の法律を改正する法律	第 10 条の改正
	Gesetz zur Regelung des Erscheinungsbilds von Beamtinnen und Beamten sowie zur Änderung weiterer dienstrechtlicher Vorschriften vom 28. Juni 2021 (BGBl. I S. 2250).	

（出典）筆者作成。

2 オンライン・アクセス法の概要

(1) 行政サービスの電子化及びポータルネットワーク

連邦及び州（市町村を含む。以下同様）は、法律の施行から 5 年目が経過するまでに、すなわち 2022 年末までに、その行政ポータルサイト⁽²⁸⁾において、従来の書面による方法に加え、電子的にも行政サービスを提供しなければならないとされた（第 1 条第 1 項。以下、本章で掲げる条項は、オンライン・アクセス法のことを指す。）⁽²⁹⁾。ただし、提供される行政サービスは、

(25) BT-PlPr, 18/218, S. 21769.

(26) Gesetz zur Digitalisierung von Verwaltungsverfahren bei der Gewährung von Familienleistungen vom 3. Dezember 2020 (BGBl. I S. 2668).

(27) Registermodernisierungsgesetz vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591). 登録制度現代化法の概要は、泉眞樹子「【ドイツ】オンラインアクセス法の実施—連邦住民登録法第 2 次改正法及び登録現代化法（ID 番号法の制定）—」『外国の立法』No.288-1, 2021.7, pp.18-19. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11693549_po_02880108.pdf?contentNo=1> を参照。

(28) 各行政ポータルサイトは、行政サービスの検索、支払、利用者アカウント及びメールアドレスの機能を有さなければならないとされる。渡辺・神足 前掲注(5), p.55.

(29) この項の記述は、BT-Drucksache 18/11135, S. 91f; BT-Drucksache 18/12589, S. 143 を参照した。

実際に電子的な提供が可能なものに限られ、そのような行政サービスは 575 件程度あると IT 計画評議会は指摘している⁽³⁰⁾。電子化される行政サービスには、連邦法を実施するものだけでなく、州法を実施するものも含まれる⁽³¹⁾。なお、この法律において、行政サービス [Verwaltungsleistungen] とは、行政手続の電子的処理、利用者への電子的な情報提供及び利用者との通信をいう (第 2 条第 3 項)。これは、対外的な効力を有する官庁の活動であって、官庁内部の事務処理を含まない。

さらに、連邦及び州は、その行政ポータルサイトをポータルネットワーク (Portalverbund) に相互に連結する義務を負う (第 1 条第 2 項)。ポータルネットワークとは、連邦及び州の行政ポータルサイトの技術的な連結であり (第 2 条第 1 項)、利用者は、いずれの行政ポータルサイトから入っても、ポータルネットワークで提供されている全ての行政サービスの情報を得ることができ、希望する行政サービスを提供する行政ポータルサイトに遷移することができる。行政サービスの処理は、従前どおり、当該手続を所掌する官庁により行われる。ポータルネットワークは、利用者の手続が、バリアフリーで、かつ、メディアの非連続性がなく (medienbruchfrei)⁽³²⁾、一貫して電子的に行われることを保証する (第 3 条第 1 項)。ポータルネットワークの技術的な設計においては、利用者の使い勝手が最大限考慮される⁽³³⁾。

(2) 利用者アカウント

利用者アカウントは、利用者を識別し、かつ認証するための IT コンポーネント (次項参照) である⁽³⁴⁾。利用者アカウントには、自然人のための「市民アカウント」と、法人や団体、官庁等のための「組織アカウント」⁽³⁵⁾がある (第 2 条第 5 項)。

利用者は、行政サービスを利用する前に本人確認手続が必要であるが、いずれかの行政ポータルサイトで一度利用者アカウントを登録すれば、連邦及び州の全ての行政サービスの利用に際して、これを利用することができる。そのため、利用者アカウントは、相互運用性を保証するものでなければならない。個々の行政サービスについて、本人確認の要件をより厳しくする必要がある場合には、これが考慮される (第 3 条第 2 項)。

利用者アカウントの一部を構成する機能としてメールボックスがある。官庁は、メールボックスを介して、利用者に対して、当該利用者の同意を得て電子的な文書や情報を提供することができる。利用者は任意でメールボックスを利用する (第 2 条第 7 項)。

利用者アカウントにおいて個人データを蓄積及び処理するための根拠規定や、利用者アカウントと行政手続を行う官庁との間の個人データの送受信に係る根拠規定も設けられた (第 8 条)。

(30) „Die Umsetzung des Onlinezugangsgesetzes (OZG).“ IT-Planungsrat website <<https://www.it-planungsrat.de/foederale-zusammenarbeit/ozg-umsetzung>>

(31) „Onlinezugangsgesetz (OZG).“ Bundesministerium des Innern und für Heimat website <<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/moderne-verwaltung/verwaltungsmodernisierung/onlinezugangsgesetz/onlinezugangsgesetz-node.html>>; Thorsten Siegel, „Auf dem Weg zum Portalverbund: Das neue Onlinezugangsgesetz (OZG),“ *Die Öffentliche Verwaltung*, Ausgabe 5/2018, März 2018, S. 188f.

(32) この文脈において、medienbruchfrei とは、行政サービスを一貫して電子的に提供することをいう。BT-Drucksache 18/11135, S. 92.

(33) „Das Portalverbund.“ Bundesministerium des Innern und für Heimat website <<https://www.onlinezugangsgesetz.de/Webs/OZG/DE/umsetzung/ozg-infrastruktur/portalverbund/portalverbund-node.html>>

(34) この項の記述は、BT-Drucksache 18/11135, S. 92 を参照した。

(35) 統一的な組織アカウントの開発は、バイエルン州とプレーメン州に委託されている。Verordnung nach § 3 Absatz 2 Satz 2 des Onlinezugangsgesetzes vom 22. September 2021 (BGBl. I S. 4370).

(3) 標準化

(i) IT コンポーネント

ポータルネットワークの構成要素（IT コンポーネント）とは、ポータルネットワークへの接続、ポータルネットワークの運用及び行政サービスの処理に必要なアプリケーション、基盤サービス、規格、インターフェース、セキュリティ仕様等（つまり、ポータルネットワークが機能するために技術的に必要な全てのソフトウェア及びハードウェア⁽³⁶⁾）とされる（第2条第6項）。

連邦政府は、EU 規則又は連邦法律に基づく行政サービスの電子的処理のために、IT 計画評議会と協議の上、特定の IT コンポーネントの使用を（州に対しても）義務付ける法規命令⁽³⁷⁾を制定する権限を有する（第4条第1項）⁽³⁸⁾。州は、当該法規命令で定められた IT コンポーネントの使用のために必要な技術及び組織を整備しなければならない（第4条第2項）。ただし、州が既に独自のアプリケーションを使用している等の場合であって、これがポータルネットワークでの運用に適しているときは、州法でこれと異なる旨の規定を置くことができる（第4条第1項）。

(ii) IT セキュリティ

ポータルネットワークには、高度のセキュリティ要件の遵守が求められる⁽³⁹⁾。そのため、連邦内務省は、IT コンポーネントのセキュリティの確保に必要な規格を法規命令により定めるものとされた⁽⁴⁰⁾。IT コンポーネントを利用する全ての機関は、当該規格を遵守しなければならない。州は、セキュリティの規格を遵守するために必要な技術及び組織を整備しなければならない（第5条）。

(iii) 通信

様々な既存の行政ポータルサイトを相互に結ぶため、また、それらの行政ポータルサイトをポータルネットワークと結ぶためには、相互運用が可能でなければならない⁽⁴¹⁾。そのため、連邦内務省等は、IT 計画評議会と協議の上、技術的な通信規格を法規命令により定めるものとされた⁽⁴²⁾。ポータルネットワークにおいて行政サービスを提供する全ての機関は、当該規格を遵守しなければならない（第6条）。

(4) 行政行為の通知

行政手続が電子的に行われる場合、本人の同意を得た上で、行政行為の通知も電子的に行うことが可能とされた⁽⁴³⁾。行政行為の電子的な通知は、利用者が、公衆にアクセス可能な通信網を介して、利用者アカウントのメールボックスから「当該通知を」呼び出すことで行われる。

(36) Denkhaus et al., *op.cit.*(24), S. 347.

(37) Rechtsverordnung. 法規命令は、法律に基づき、連邦政府、連邦大臣又は州政府が定めるものである。

(38) 2022年2月現在、この法規命令は制定されていない。

(39) この項の記述は、BT-Drucksache 18/11135, S. 93; BT-Drucksache 18/12589, S. 143f を参照した。

(40) Verordnung zur Gewährleistung der IT-Sicherheit der im Portalverbund und zur Anbindung an den Portalverbund genutzten IT-Komponenten (IT-Sicherheitsverordnung Portalverbund - ITSiV-PV) vom 6. Januar 2022 (BGBl. I S.18).

(41) この項の記述は、BT-Drucksache 18/11135, S. 93f; BT-Drucksache 18/12589, S. 144 を参照した。

(42) 2022年2月現在、この法規命令は制定されていない。

(43) この項の記述は、BT-Drucksache 19/23774, S. 20ff を参照した。

この際に、事前に本人確認手続を行わなければならない。利用者が実際に呼び出したかどうかを官庁の側で把握してログを取ること、さらには利用者が実際に当該行政行為を確認したことを官庁が証明することは、現状では技術的な費用がかさむため⁽⁴⁴⁾、官庁が通知の連絡を送信して3日後に通知されたものとみなす規定が設けられた。

連邦政府は、連邦議会及び連邦参議院に対し、遅くとも2025年12月10日までに、メールボックスを介して行政行為を通知するという実務の結果を評価し、報告する(第9条)。評価の際には、この方法が問題なく行われたかどうか、また、行政手続法⁽⁴⁵⁾第41条第2a項に規定する通知の方法(公衆にアクセス可能な通信網(官庁ポータル)を通じた通知で、利用者が呼び出した翌日に通知されたものとみなす⁽⁴⁶⁾。送信後10日以内に呼出しがない場合、官庁ポータル上ででの提供が終了する。)に合わせるべきかどうかの検討も行われる。

(5) データ保護コックピット

ドイツでは、登録制度現代化法により、行政手続を電子的に行うために、各種の登録簿(データベース)のデータに統一的な識別番号(公課法⁽⁴⁷⁾第139b条に規定する納税者番号を用いる。)を付与し、これに紐づく個人データが、法令の根拠に基づいて又は本人の同意を得て、行政手続を行う官庁に自動的に送信される制度が導入された(識別番号法⁽⁴⁸⁾の制定)。この制度は、ポータルネットワークが十分に機能するために必須のものであるが、連邦内務省が、制度運用のために必要な技術的条件が整ったことを公示した日から施行される⁽⁴⁹⁾。

登録制度現代化法により、データ保護コックピットに関する第10条の規定がオンライン・アクセス法に新設された⁽⁵⁰⁾。データ保護コックピットとは、行政機関が保有する各種の登録簿から、どの官庁に個人データが送信されたかを、当該本人が確認することを可能とするITコンポーネントとされる。このためのシステムの開発には時間を要するため、第10条の規定も、識別番号制度と同様に、連邦内務省の公示が行われるまで未施行である。

データ保護コックピットは、利用者が登録することにより利用可能となる。データ保護コックピットでは、個人データが各種の登録簿から行政官庁に送信されたことを示すログ、送信されたコンテンツ・データ及び当該登録簿に登録された当該利用者のデータが表示される。データ保護コックピットに登録する際及び利用する際には、セキュリティ水準の高い本人確認手続が要求される。データ保護コックピットにおいては、利用者の不利益となる国家の介入を阻止するための技術的及び組織的な措置が講じられなければならない。また、データ保護コックピットは、利用者の視点から、簡易かつ実用的であるように設計されなければならない(第10条)。

第10条の規定が施行されるまでは、電子的行政手続におけるパイロット事業として、デー

(44) *ibid.*

(45) *Verwaltungsverfahrensgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Januar 2003 (BGBl. I S. 102).*

(46) 行政手続法第41条に第2a項が追加されたとき(BGBl. I 2016 S. 1679)の法案説明資料では、電子的な行政行為の最初の呼出しのログを取らなければならないとされている。BT-Drucksache 18/8434, S. 122f.

(47) *Abgabenordnung (AO) in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61).*

(48) *Identifikationsnummerngesetz vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591).*

(49) 2022年2月現在、未施行。施行については、登録制度現代化法(前掲注(26)の法律)第22条に規定がある。BT-Drucksache 19/24226, S. 80ff.

(50) 新設時は「データ・コックピット」であったが、*Gesetz zur Regelung des Erscheinungsbilds von Beamtinnen und Beamten sowie zur Änderung weiterer dienstrechtlicher Vorschriften vom 28. Juni 2021 (BGBl. I S. 2250)*により改正されて「データ保護コックピット」とされた。

データ保護コックピットの技術的可能性を確認する試行が行われる（第 11 条）⁽⁵¹⁾。パイロット事業は、1 又は複数の限定された行政手続について、地域及び適用数を限定して行われる。データ保護コックピットについては、パイロット事業に関する第 11 条の施行（2021 年 4 月 7 日）から 5 年後までに評価が行われる。この 5 年間には、パイロット事業の期間と、その後の本格運用の期間が含まれる。評価は、特に「登録利用者の数」、「利用の頻度」、「データ送信プロセスにかかる時間」の観点から行われる。

3 オンライン・アクセス法に規定のある法規命令

(1) 法規命令による技術上の細則

オンライン・アクセス法は、行政サービスの電子化とポータルネットワークの枠組みを定めているが、技術的な詳細は、複数の法規命令によって定められることとなっている（表 2 参照）。

表 2 オンライン・アクセス法に規定のある法規命令

根拠規定	法規命令の内容	制定者	連邦参議院の同意	IT 計画評議会との協議	制定された法規命令
第 3 条第 2 項 第 2 文	統一的組織アカウントを提供する国家機関	連邦内務省	要	—	Verordnung nach § 3 Absatz 2 Satz 2 des Onlinezugangsgesetzes vom 22. September 2021 (BGBl. I S. 4370).
第 4 条第 1 項	特定の IT コンポーネントの使用の義務付け	連邦政府	不要	要	未制定
第 5 条第 1 文	IT コンポーネントの IT セキュリティの確保に必要な規格	連邦内務省	不要	—	Verordnung zur Gewährleistung der IT-Sicherheit der im Portalverbund und zur Anbindung an den Portalverbund genutzten IT-Komponenten (IT-Sicherheitsverordnung Portalverbund - ITSIV-PV) vom 6. Januar 2022 (BGBl. I S.18).
第 6 条第 1 項 ～第 3 項	IT システム間の通信及び接続	連邦内務省等	不要	要	未制定
第 8 条第 8 項	電子的識別手段の詳細	連邦政府	要	—	未制定
第 10 条第 5 項	データ保護コックピットを設置及び運営する機関	連邦内務省	要	要	未制定

(出典) 筆者作成。

法規命令とは、連邦政府、連邦大臣又は州政府が、連邦法律に基づき、その実施細則を定める命令である（基本法第 80 条）。州の官庁により実施される連邦法律に基づく法規命令は、原

(51) オンライン・アクセス法の実施に当たっては、各州がそれぞれ特定の分野の行政サービスの電子化を担当する。例えば、ブレーメン州が担当する家族給付の電子化では、出生届並びに児童手当及び親手当の申請を行うことができるアプリケーション ELFE (Einfach Leistungen für Eltern) が開発された。この ELFE において、データ保護コックピットが試行されている。識別番号を利用すれば、住民票や所得証明書を改めて提出することは不要となり、官庁の既存のデータがやり取りされるが、このデータのやり取りは、データ保護コックピットにより本人が確認することができるため、透明性を持つとされる。„ELFE: Einfach Leistungen für Eltern.“ Freie Hansestadt Bremen website <<https://onlinedienste.bremen.de/Onlinedienste/Service/Entry/ELFE>>; „Mehr Transparenz für Bürgerinnen und Bürger: Bremen entwickelt bundesweites Datenschutzcockpit.“ *ibid.* <<https://www.finanzen.bremen.de/pressestelle/pressemitteilungen/mehr-transparenz-fuer-buergerinnen-und-buerger-bremen-entwickelt-bundesweites-datenschutzcockpit-99454>>

則として、州政府の代表が構成員である連邦参議院の同意を必要とするが、オンライン・アクセス法に規定のある法規命令の中には、連邦参議院の同意を不要とする法規命令もある。法案説明資料では、その理由として、技術的な基準等を定める際には、州のIT担当の代表者も構成員であるIT計画評議会が関与するため、更なる州の関与は不要ということが挙げられていた⁽⁵²⁾。

2022年2月現在、2つの法規命令が制定されただけで、多くの法規命令がまだ定められていないため、法律の実施が大きく遅滞するおそれも指摘されている⁽⁵³⁾。

(2) 第3条第2項第2文に基づく法規命令（統一的組織アカウントを提供する国家的機関）

第3条第2項第2文に基づく法規命令は、法人や団体等のために、ポータルネットワーク上で統一的な組織アカウントを提供する任務を行う国家的機関（staatliche Stellen）を定めるものである。2020年2月14日、IT計画評議会は、既に20年の運用実績のある電子税申告システムELSTER⁽⁵⁴⁾の事業者アカウントの技術を基礎として、ポータルネットワーク上の組織アカウントを開発することを決定した⁽⁵⁵⁾。2005年以来、事業者は原則として、所得税や法人税、消費税等の電子申告を義務付けられ、ELSTERを利用していたため、ELSTERの事業者アカウントに必要な機能を追加して、他の行政サービスのためにも使うことができるようにすることが最も合理的と考えられたためである⁽⁵⁶⁾。2021年9月に法規命令⁽⁵⁷⁾が制定され、これまでELSTERのアカウント開発に携わってきたバイエルン州とブレーメン州にこの任務が委託された。

(3) 第5条第1文に基づく法規命令（ITコンポーネントのITセキュリティ確保に必要な規格）

第5条第1文に基づく法規命令は、ITコンポーネントのITセキュリティを確保するために必要な規格を定めるものであり、2022年1月に、「ポータルネットワークにおいて用いられるITコンポーネント及びポータルネットワークへの接続のために用いられるITコンポーネントのITセキュリティを確保するための命令」⁽⁵⁸⁾として制定された。この法規命令は、ポータルネットワーク及びITコンポーネントのITセキュリティの確保のために、その時々で最良の技術を用いた措置が講じられなければならないとし、連邦情報技術安全庁（Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik: BSI）⁽⁵⁹⁾による次の4つの技術指針を遵守していれば、ITセキュリティ確保のための措置が講ぜられていると推定されることを定めた。

(52) 例えば、BT-Drucksache 18/12589, S. 144.

(53) BT-Drucksache 19/25063, S. 2.

(54) ELSTER（Elektronische Steuererklärung）については、野村総合研究所「電子政府・電子自治体の本人確認方法の海外動向の調査」2006.3.26. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kojin_ninsho/pdf/070326_1_si3.pdf> を参照。

(55) „Einheitliches Unternehmenskonto auf Basis von ELSTER,“ 2020.2.14. IT-Planungsrat website <<https://www.it-planungsrat.de/beschluss/beschluss-2020-01>>

(56) „Digitales Unternehmenskonto.“ Bayrisches Staatsministerium für Digitales website <<https://www.stmd.bayern.de/themen/digitale-verwaltung/digitales-unternehmenskonto/>>

(57) Verordnung nach § 3 Absatz 2 Satz 2 des Onlinezugangsgesetzes vom 22. September 2021 (BGBl. I S. 4370).

(58) Verordnung zur Gewährleistung der IT-Sicherheit der im Portalverbund und zur Anbindung an den Portalverbund genutzten IT-Komponenten (IT-Sicherheitsverordnung Portalverbund - ITSiV-PV) vom 6. Januar 2022 (BGBl. I S.18).

(59) 連邦情報技術安全庁は、1991年1月に連邦内務省下に設置されたサイバーセキュリティに関する機関である。職員数は約1,350人で、ボンに本部を置く。„Organisation und Aufbau.“ BSI website <https://www.bsi.bund.de/DE/Das-BSI/Organisation-und-Aufbau/organisation-und-aufbau_node.html>; Gesetz über das Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik (BSI-Gesetz -BSIG) vom 14. August 2009 (BGBl. I S. 2821).

- ① 「BSI TR-13160 サービスアカウント」(本人性の識別及び認証、市民アカウントにおける本人性の識別の相互運用性)⁽⁶⁰⁾
- ② 「BSI TR-03107-1 電子政府における電子的識別及び信頼役務 第1部」⁽⁶¹⁾
- ③ 「BSI TR-03147 自然人の識別審査手続の信頼水準評価」⁽⁶²⁾
- ④ 「BSI TR-03116-4 連邦政府のプロジェクトのための暗号化の基準 第4部」⁽⁶³⁾

Ⅲ 行政の電子化の進捗状況と国家法規監理委員会の進捗モニタリング

1 連邦及び州による電子化の進捗状況

オンライン・アクセス法により行政手続の電子化が義務付けられたことから、連邦や州等の関係者による協力の下、行政の電子化は徐々に進められている。連邦内務省は、そのウェブサイトで、オンライン・アクセス法の実施に向けた進捗状況を公開している⁽⁶⁴⁾。2022年1月の時点では、電子化を予定している575件の行政手続のうち、電子化に向けて何らかの着手がなされているのが360件であり、そのうち93件が計画策定段階、199件がシステム開発中であり、1つ以上の市町村において電子的提供が始められていた行政サービスは68件であった。また、2022年1月時点の登録利用者は約9万人、2021年には1か月当たり平均で30万件の支払取引があった。

2 国家法規監理委員会による進捗モニタリング

国家法規監理委員会(Nationaler Normenkontrollrat: NKR)は2006年に連邦首相府に設置された機関であり、連邦の法令等により生ずる行政手続費用が市民や事業者にとってどれほどの負担となるかを試算し、そのような「官僚的手続を減少させ、より良い法を制定すること(Bürokratieabbau und bessere Rechtsetzung)」を目的として連邦政府を支援することを任務とする⁽⁶⁵⁾。行政の電子化は行政の効率化及び費用の削減に大きく関わるため、NKRは行政の電子化の進捗を監視し、その結果を、2018年以降半年ごとに、NKRの報告書「行政電子化モニター」において公表してきた。本節では、2021年9月の「行政電子化モニター」⁽⁶⁶⁾で指摘されてい

(60) „BSI TR-03160 Servicekonten.“ *ibid.* <https://www.bsi.bund.de/DE/Themen/Unternehmen-und-Organisationen/Standards-und-Zertifizierung/Technische-Richtlinien/TR-nach-Thema-sortiert/tr03160/tr03160_node.html>

(61) „TR-03107-1 Elektronische Identitäten und Vertrauensdienste im E-Government Teil 1,“ 2019.5.7. *ibid.* <<https://www.bsi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/BSI/Publikationen/TechnischeRichtlinien/TR03107/TR-03107-1.html>>

(62) „BSI TR-03147 Vertrauensniveaubewertung von Verfahren zur Identitätsprüfung natürlicher Personen.“ *ibid.* <https://www.bsi.bund.de/DE/Themen/Unternehmen-und-Organisationen/Standards-und-Zertifizierung/Technische-Richtlinien/TR-nach-Thema-sortiert/tr03147/tr03147_node.html>

(63) „BSI TR-03116-4 Kryptographische Vorgaben für Projekte der Bundesregierung Teil 4 Stand 2022,“ 2022.1.24. *ibid.* <<https://www.bsi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/BSI/Publikationen/TechnischeRichtlinien/TR03116/BSI-TR-03116-4.html>>

(64) „OZG-Dashboard.“ Bundesministerium des Innern und für Heimat website <<https://www.onlinezugangsgesetz.de/Webs/OZG/DE/umsetzung/ozg-dashboard/ozg-dashboard-node.html>>

(65) 国家法規監理委員会の詳細は、齋藤純子「ドイツの国家法規監理委員会法—法規による行政手続事務負担の軽減に向けて—」『外国の立法』No.231, 2007.2, pp.99-109. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000321_po_023109.pdf?contentNo=1>を参照。連邦政府も、2007年以降毎年「官僚的手続の削減状況及びより良い法制定の分野における進展に関する報告書」を刊行している。この報告書においても、行政の電子化の進捗に関する情報がある。„Bessere Rechtsetzung und Bürokratieabbau.“ Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/buerokratieabbau/publikationen/jahresberichte>>

(66) Nationaler Normenkontrollrat, „Monitor Digitale Verwaltung #6,“ 2021.9. <<https://www.normenkontrollrat.bund.de/>>

る課題を紹介する。

(1) スケジュール

NKR は、現在までの進捗状況に鑑み、2022 年末までに 575 件全ての行政サービスを電子化するという目標を達成することはできず、目標件数や期限の見直しを検討しなければならないが、諦めるべきではないと指摘している⁽⁶⁷⁾。

進捗の遅れについては、2021 年の NKR 年次報告書も、オンライン・アクセス法を実施するための決定・調整に関わる連邦と州の関係者が多すぎること、また体制が複雑であることを理由として挙げ、電子化に伴う構造改革に多大な時間と労力がかかることを過小評価していたとしている⁽⁶⁸⁾。

全ての行政サービスを期限までに電子化することは難しいため、オンライン・アクセス法の実施に当たり電子化すべき 575 件の行政サービスには、電子化のニーズ、手続にかかる費用・時間、対象者の数、政治的・社会的な目的との関係、手続の複雑さ等から、電子化の優先順位 1～4 が付されている⁽⁶⁹⁾。優先順位が最も高い 1 が付された行政サービスは急いで電子化が進められている一方、優先順位が最も低い 4 の行政サービスは、既に後回しにされている。「行政電子化モニター」では、最優先で電子化しなければならない行政サービスとして、EU が構築中のシングル・デジタル・ゲートウェイ⁽⁷⁰⁾のために 2023 年までに電子化しなければならない行政サービス 73 件が挙げられている。EU のシングル・デジタル・ゲートウェイは、加盟国のポータルサイトをネットワークで結び、EU のルールが各国でどのように適用されるかについて情報提供を行うものとして構想されている⁽⁷¹⁾。NKR がシングル・デジタル・ゲートウェイのための電子化を最優先としているのは、EU の制度では、電子化された行政サービスの法的請求権が認められること、及び実施が遅れると制裁が課されるためである。NKR は、また、1～4 の優先順位の決定に関して透明性が欠けていることも指摘している⁽⁷²⁾。

(2) 組織及び公務におけるデジタル人材の養成

行政の電子化に関わる主要な組織として、連邦内務省の担当部署（職員数 40 名）及び IT 計画評議会の支援組織である FITKO（Föderale IT-Kooperation⁽⁷³⁾、定員 44 名だが、現在 40 名）があるが、NKR は、いずれもその任務に比して人員が不足していると指摘する⁽⁷⁴⁾。FITKO につ

resource/blob/72494/1958282/70fdb29d2a322a1e6731e9d92a132162/210908-monitor-6-data.pdf

(67) *ibid.*, S. 2.

(68) Nationaler Normenkotrollrat, „Zukunftsfester Staat: weniger Bürokratie, praxistaugliche Gesetze und leistungsfähige Verwaltung,“ 2021.9, S. 19, 22.

(69) „Priorisierung der Leistungen im Themenfeld.“ OZG-Leitfaden website <<https://leitfaden.ozg-umsetzung.de/display/OZG/5.3+Priorisierung+der+Leistungen+im+Themenfeld>> 優先順位 1～4 の行政サービスの内訳や件数等の詳細は、公表されていない。

(70) Verordnung (EU) 2018/1724 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 2. Oktober 2018 über die Einrichtung eines einheitlichen digitalen Zugangstors zu Informationen, Verfahren, Hilfs- und Problemlösungsdiensten und zur Änderung der Verordnung (EU) Nr. 1024/2012.

(71) „The single digital gateway and Your Europe.“ Europäische Kommission website <https://ec.europa.eu/growth/single-market/single-digital-gateway_de>

(72) Nationaler Normenkotrollrat, *op.cit.*(66), S. 14.

(73) FITKO は、IT 計画評議会の設置協定（前掲注(11)を参照）を根拠として、設置されている。

(74) この節の記述は、Nationaler Normenkotrollrat, *op.cit.*(66), S. 16f を参照した。

いては、現在の任務であれば60名の職員が必要だという調査がある。NKRは、他国の例と照らせば、ドイツにデジタル庁のような組織を設置する場合、数百人規模の職員が必要であり、FITKOをこのような組織に変更することもできるであろうとしている。さらに、人材養成のための組織として、2021年に、連邦の公務員研修機関である連邦行政アカデミー⁽⁷⁵⁾の附属機関として設置された連邦デジタルアカデミー⁽⁷⁶⁾と、複数の大学の電子政府関係の講義をオンラインで無料で聴講することができるプラットフォーム「e-Govキャンパス」⁽⁷⁷⁾を挙げている。

(3) 法令の見直し

NKRは、2021年までのメルケル(Angela Merkel)政権がオンライン・アクセス法及び登録制度現代化法を制定したことを評価するが、登録制度現代化法を本格実施するためには、個人データ保護の観点から更なる調整が必要であり、今後も法改正をしなければならないとする。

メルケル政権は、法令の規定を網羅的に精査し、書面の提出を要求する規定を全面的に廃止することを計画したが、少なからぬ例外も許容していた。この点を踏まえ、NKRは、メルケル政権の行政の電子化政策を中途半端な結果で終わったと評価する。NKRは、また、本人確認のために電子的身分証明書を使う方法を規定する法令も、見直す必要があるとしている。その理由として、NKRは、電子的身分証明書を用いて本人確認を行うためにはカードリーダーが必要となるため、これが電子的な行政手続が普及しない主因の1つとなっているとし、スマートフォンのアプリケーション⁽⁷⁸⁾を利用したモバイル身分証明を普及させるべきだとする⁽⁷⁹⁾。

NKRは、さらに、電子化を進めるに当たって、法令の規定上の限界があることを指摘する。利用者の使い勝手を改善するためには、データの自動的な送受信が不可欠であり、全ての行政サービスについて、電子申請のみでなく、最終的には必要な文書や証明書が自動的にやり取りされなくてはならない⁽⁸⁰⁾。この観点から、4段階の電子化の達成レベル(Reifegrad)⁽⁸¹⁾が設定されている。「1」は、官庁のウェブサイト当該サービスに関する情報が掲載されているレベル、「2」は、オンライン申請は可能だが、必要な証明書を電子的に送付できないレベル、「3」は、全ての証明書を利用者が電子的に送付することができ、通知の送達も電子的に行われるレベル、「4」は、利用者が自ら証明書を送付する必要はなく、手続を行う官庁が必要なデータや証明書を登録簿から自動的に取得するレベルである。オンライン・アクセス法実施のためのプロジェクトは、レベル2までならプロジェクトの実施官庁が「独力で」行うことができるが、

(75) 連邦行政アカデミー(Bundesakademie für öffentliche Verwaltung)は、1969年に連邦内務省の下に設置された機関であり、連邦公務員に実践的な職業教育訓練を提供する。ノルトライン・ヴェストファーレン州のブリュールにある。„Bundesakademie.“ Bundesministerium des Innern und für Heimat website <https://www.bakoev.bund.de/DE/01_Bundesakademie/bundesakademie_node.html>

(76) „Die Digitalakademie des Bundes.“ *ibid.* <https://www.bakoev.bund.de/DE/00_Home/Functions/StartseitenTeaser/Digitalakademie.html>

(77) eGov-Campusは、2020年にヘッセン州のイニシアチブで始められ、2022年からFITKOが助成するプロジェクトとなった。eGov-Campus website <<https://egov-campus.org/>>; „Bundesweiter Start für Lernplattform,“ 2020.11.2. Kommune21 website <https://www.kommune21.de/meldung_35033.html>; „FITKO übernimmt Leitung,“ 2022.1.11. *idem* <https://www.kommune21.de/meldung_37780_FITKO+%C3%BCbernimmt+Leitung.html>

(78) AusweisApp 2 website <<https://www.ausweisapp.bund.de/ausweisapp2/>>

(79) モバイル身分証明書は、既に法制化された。Gesetz zur Einführung eines elektronischen Identitätsnachweises mit einem mobilen Endgerät vom 8. Juli 2021 (BGBl. I S. 2281). 2021年9月1日施行。

(80) この節の記述は、Nationaler Normenkotrollrat, *op.cit.*(66), S. 17ffを参照した。

(81) „Was ist das Reifegradmodell?“ Bundesministerium des Innern und für Heimat website <<https://www.onlinezugangsgesetz.de/Webs/OZG/DE/grundlagen/info-ozg/info-reifegradmodell/info-reifegradmodell-node.html>>

それ以上のことをしようとするとなれば法令の改正が必要となることが多い。NKR は、各プロジェクトの実施過程で改正が必要であると認識された法令の規定は現在 40 件となっており、これらの法改正は新政権⁽⁸²⁾により速やかに行われなければならないとする。

(4) その他

NKR は、そのほかに必要なこととして、設計マネジメントや、標準化の体制を整備し、各州・各プロジェクトで開発したシステムの相互運用性を保障し、複雑性を低減させること等を挙げている⁽⁸³⁾。NKR は、前述の 2021 年の年次報告書において、民間の産業部門のように標準化を進め、デザインの原則、インターフェース及びデータ形式を統一しつつ、行政機関の間の多様性と競争を促す方法に注目している⁽⁸⁴⁾。

おわりに

ドイツでは、2017 年に制定されたオンライン・アクセス法によって、連邦と州は、2022 年末までに行政サービスを電子化して各々の行政ポータルサイトで提供し、連邦と各州の行政ポータルサイトを結ぶポータルネットワークを構築することを義務付けられた。EU の 2021 年の「電子政府ベンチマーク」によれば、ドイツの電子政府の習熟度は 62%、欧州 36 か国中の第 24 位であり⁽⁸⁵⁾、オンライン・アクセス法の実施のために様々な行政サービスが電子化されているところであるが、依然として課題は多い。

オンライン・アクセス法が目指すポータルネットワークの構築とその在り方自体は、肯定的に捉えられているが、進捗させることは容易でない。技術の進歩は速いため、法令は数年で時代遅れなものとなるおそれもある。NKR は、今後は「申請なしで、個別のケースに即して、自動的に給付される」ような方向性をとるであろうとし、技術進歩に合わせた法改正が今後も必要になると予想する⁽⁸⁶⁾。

他方で、ドイツは、基盤となる技術やインフラの整備を着実に進めている。モバイル身分証明の普及や、登録簿のデータの自動的送受信が実現した後で、どの程度電子的な行政サービスの利用が増えるか、また、ドイツが様々な課題をどのように克服していくか、今後の動向も注目される。

(わたなべ ふくこ)

(82) 報告書「行政電子化モニター」が公表された 2021 年 9 月に連邦議会選挙が行われ、同年 12 月に、キリスト教民主・社会同盟と社会民主党の連立政権から、社会民主党、緑の党及び自由民主党による連立政権に移行した。泉眞樹子【「ドイツ」2021 年連邦議会選挙—SPD の勝利と緑の党の伸張—】『外国の立法』No.290-1, 2022.1, pp.12-15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11976506_po_02900105.pdf?contentNo=1>

(83) Nationaler Normenkotrollrat, *op.cit.*(66), S. 20.

(84) Nationaler Normenkotrollrat, *op.cit.*(68), S. 23f.

(85) European Commission, “eGovernment Benchmark 2021: Entering a New Digital Government Era,” 2021, p. 9. <<https://www.cappgemini.com/wp-content/uploads/2021/10/eGovernment-Benchmark-2021-Insight-Report.pdf>>

(86) Nationaler Normenkotrollrat, *op.cit.*(66), S. 20. 申請しなくても給付を行うことができるのは、特に児童手当のような給付であると考えられる。„ELFE: Einfach Leistungen für Eltern.“ Freie Hansestadt Bremen website <<https://www.vir-nordwest.de/projekte/elfe-einfach-leistungen-fuer-eltern-12958>>

行政サービスへのオンライン・アクセスを改善する法律 (オンライン・アクセス法)

Gesetz zur Verbesserung des Onlinezugangs zu Verwaltungsleistungen
(Onlinezugangsgesetz - OZG)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課 渡辺 富久子訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳*

【目次】

- 第1条 デジタル行政サービスのためのポータルネットワーク
- 第2条 定義
- 第3条 ポータルネットワークの目的、利用者アカウント
- 第4条 行政手続の電子的処理
- 第5条 ITセキュリティ
- 第6条 通信規格
- 第7条 利用者アカウントの所管機関
- 第8条 データ処理の法的根拠
- 第9条 行政行為の通知
- 第10条 データ保護コックピット
- 第11条 データ保護コックピットの使用に関する経過規定

第1条 デジタル行政サービスのためのポータルネットワーク

- (1) 連邦及び州は、遅くともこの法律の公布から5暦年が経過するまでに⁽¹⁾、行政ポータルサイトを介して電子的にも行政サービスを提供する義務を負う。
- (2) 連邦及び州は、その行政ポータルサイトをポータルネットワークに相互に連結する義務を負う。

第2条 定義

- (1) 「ポータルネットワーク [Portalverbund]」とは、これを介して [連邦及び州の] 各ポータルサイト上の行政サービスへのアクセスが提供される、連邦及び州の行政ポータルサイトの技術的な連結をいう。

* この翻訳は、Gesetz zur Verbesserung des Onlinezugangs zu Verwaltungsleistungen (Onlinezugangsgesetz - OZG) vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3138), das zuletzt durch Artikel 16 des Gesetzes vom 28. Juni 2021 (BGBl. I S. 2250) geändert worden ist. <<https://www.gesetze-im-internet.de/ozg/OZG.pdf>> 及び、同法の2022年2月時点で未施行の部分(訳文中のイタリック体の部分)を訳出したもので、ドイツ法研究会の2021年1月から同年12月までの活動の成果である。当会のメンバー(当時)は、泉真樹子、青木ふみ、栗原稜、神足祐太郎、近藤里南、宍戸真梨、瀬古雄祐、千田和明、原田光隆、針谷晃平、藤原佑記、堀内雄斗、山本真生子、山岡規雄、渡辺富久子である。訳文中 [] は訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年2月1日である。

(1) 公布は2017年8月17日。「5暦年が経過するまで」は、2022年の終わりまでを意味する。

- (2) 「行政ポータルサイト [Verwaltungsportal]」とは、個々の官庁の電子的な行政サービス提供を一体化した、州又は連邦による電子的提供 [を行うポータルサイト] を意味する。
- (3) この法律にいう「行政サービス [Verwaltungsleistungen]」とは、行政手続の電子的処理並びにそのために必要な一般的にアクセス可能な通信網を介する利用者への電子的情報提供及び利用者との通信をいう。
- (4) この法律にいう「利用者 [Nutzer]」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 1. 自然人
 2. 法人
 3. 団体。ただし、そのものに権利が帰属し得る場合に限る。
 4. 官庁
- (5) 「利用者アカウント [Nutzerkonto]」とは、公行政の行政サービスの請求を目的とする利用者の一回限りの又は永続的な識別 [Identifizierung] 及び認証 [Authentifizierung] のために、国家的機関が他の官庁に対して供する共通の識別・認証コンポーネントをいう。利用者アカウントは、市民アカウント又は組織アカウントとして提供することができる。「市民アカウント」は、自然人が利用することができる利用者アカウントとする。「組織アカウント」は、法人、権利が帰属し得る団体、営業活動若しくは職業活動を行う自然人又は官庁が利用することができる利用者アカウントとする。利用者アカウントの使用は、利用者の任意とする。
- (6) この法律にいう「IT コンポーネント [IT-Komponenten]」とは、ポータルネットワークへの接続、ポータルネットワークの運用及びポータルネットワークにおける行政サービスの処理に必要なアプリケーション、基盤サービス、デジタルツール [digitale Werkzeuge] ⁽²⁾ 並びに規格 [Standards]、インターフェース [Schnittstellen] 及びセキュリティ仕様の電子的な実現をいう。
- (7) 「メールボックス [Postfach]」とは、官庁がこれを介して、利用者に対して、当該利用者の同意を得て、電子的な文書及び情報を提供することができる IT コンポーネントをいう。メールボックスは、利用者アカウントの構成要素とする。メールボックスの利用は、利用者の任意とする。

第3条 ポータルネットワークの目的、利用者アカウント

- (1) ポータルネットワークは、利用者が、連邦及び州の全ての行政ポータルサイトを介して、連邦及び州の行政機関の電子的行政サービスにバリアフリーかつメディアの非連続性なしに [medienbruchfrei⁽³⁾] アクセスできることを保証する。
- (2) 連邦及び州は、ポータルネットワーク上で利用可能な連邦及び州の電子的行政サービスに対して、利用者の統一的な識別及び認証が可能な利用者アカウントをポータルネットワーク上で提供する。連邦内務・建設・国土省は、ポータルネットワーク上で統一的組織アカウントを提供する国家的機関 [staatliche Stellen] を、連邦参議院の同意を要する法規命令によ

(2) Gesetz zur Einführung und Verwendung einer Identifikationsnummer in der öffentlichen Verwaltung und zur Änderung weiterer Gesetze (Registermodernisierungsgesetz – RegMoG) vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591) により追加された文言。連邦内務・建設・国土省が、識別番号法 (Identifikationsnummerngesetz vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591)) に基づく制度運用のために必要な技術的条件が整ったことを公示した日から施行される。

(3) この文脈において、medienbruchfrei とは、行政サービスを一貫して電子的に提供することをいう。BT-Drucksache 18/11135, S. 92.

り定める権限を有する。第2条第5項第4文にいう利用者は、組織アカウントを介して、ポータルネットワーク上で利用可能な連邦及び州の電子的行政サービスに対して、税務行政において用いられている公課法第87a条第6項⁽⁴⁾に規定する安全な手続⁽⁵⁾により、統一的に識別され、及び認証されることができる。自然人⁽⁶⁾のための識別及び認証手段の使用は、これによって排除されない。個々の行政サービスによる利用者の識別及び認証のための特別な要件は、考慮されなければならない。

第4条 行政手続の電子的処理

- (1) 欧州連合の直接適用される法行為⁽⁷⁾又は連邦法律の実施に資する行政手続の電子的処理のため、連邦政府は、IT計画評議会と協議の上、第2条第6項に規定するITコンポーネントのうち特定のものの使用を義務付ける旨を、連邦参議院の同意を要しない法規命令で定める権限を有する。当該法規命令では、所管の連邦省それぞれが提供するITコンポーネントの使用を定めることもできる。州は、ポータルネットワークでの運用に適したITコンポーネントを提供する限りにおいて、州法によって、当該法規命令に定められた規定を逸脱することができる。
- (2) 州は、第1項の規定により定められた手続を採用するための技術的及び組織的な前提条件を保証する義務を負う。

第5条 ITセキュリティ

ポータルネットワークにおいて利用されるITコンポーネント及びポータルネットワークへの接続で用いられるITコンポーネントのITセキュリティの確保に必要な規格は、連邦参議院の同意を要しない連邦内務・建設・国土省の法規命令によって定められる。ITセキュリティの規格の遵守は、当該ITコンポーネントを利用する全ての機関に対して拘束力を有する。州法によって、当該法規命令において定められた規制を逸脱することはできない。第4条第2項の規定を準用する。

第6条 通信規格

- (1) ポータルネットワークにおいて利用される情報技術システム間の通信のため、連邦内務・建設・国土省は、IT計画評議会と協議の上、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、技術的な通信規格を定める。
- (2) 連邦法律の実施に資する行政手続をポータルネットワークにおいて利用される情報技術システムに接続するため、連邦政府内において当該の連邦法律に権限を有する連邦省は、連邦内務・建設・国土省の合意を得て、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、技術的

(4) 公課法第87a条第6項は、各官庁が保有するデータを財務官庁に電子送信する際には、別段の定めのない限り、データの完全性と機密性が保障される安全な手段を用いなければならない旨を規定している。Abgabenordnung (AO) in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61).

(5) 電子税申告システム (Elektronische Steuererklärung: ELSTER) を用いる認証方法。BT-Drucksache 19/23774, S. 17. 自営業者や事業者は、原則としてELSTERを通じての電子申告 (所得税、法人税、営業税、消費税等) が義務付けられている。ELSTERについては、野村総合研究所「電子政府・電子自治体の本人確認方法の海外動向の調査」2006.3.26. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kojin_ninsho/pdf/070326_1_si3.pdf> を参照。

(6) この号における自然人は、組織を代表して行為する自然人である。BT-Drucksache 19/23774, S. 17.

(7) 欧州連合の直接適用される法行為とは、主としてEU規則をいう。欧州連合の指令は加盟国に直接適用されず、実施のための国内法が必要であるのに対し、規則はそのような国内法を要さず、加盟国に直接適用される。BT-Drucksache 18/12589, S. 143.

な通信規格を定める。連邦内務・建設・国土省は、これにつき、IT 計画評議会と協議を行う。

- (3) 他の行政手続の実施に資する情報技術システムを、ポータルネットワークにおいて利用される情報技術システムに接続するため、連邦内務・建設・国土省は、IT 計画評議会と協議の上、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、技術的な通信規格を定める。
- (4) 第1項から第3項までの規定に定める規格の遵守は、その行政サービスをポータルネットワーク上で提供する全ての機関に対して拘束力を有する。州法によって、第1項から第3項までに規定する法規命令において定められた規制を逸脱することはできない。第4条第2項の規定を準用する。

第7条 利用者アカウントの所管機関

- (1) 連邦及び各州は、それぞれ、自然人のために利用者アカウントを設定する1の公的機関を定める。
- (2) 連邦及び各州は、それぞれ、利用者アカウントの登録を行うことができる公的機関（登録機関）を定める。
- (3) 第3条第2項第2文の規定を留保して、利用者アカウント、電子的行政サービス [の利用] に係る [利用者の] 識別のための利用者アカウントの使用及び関連する登録は、この法律にいう行政ポータルサイトを介して行政サービスを提供する全ての公的機関によって承認されなければならない。

第8条 データ処理の法的根拠

- (1) 利用者アカウントの利用者の本人性 [Identität] の証明は、異なる信頼水準⁽⁸⁾において行うことができ⁽⁹⁾、各行政手続のために必要な信頼水準を利用することができなければならない。利用者アカウントの利用者の本人性の確認のため、登録及び利用に際して、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるデータを処理することができる。

1. 自然人の場合

- a) 家族氏
- b) 出生氏
- c) 名
- d) 学位
- e) 出生日
- f) 出生地
- g) 出生国

(8) 連邦情報技術安全庁 (Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik) の技術ガイドラインによれば、信頼水準には、「通常 (normal)」(情報漏洩 (えい) があった場合の損害・影響が限られる)、「実質的 (substantiell)」(情報漏洩があった場合の損害・影響が相応である)、「高 (hoch)」(情報漏洩があった場合の損害・影響が甚大である) の3段階がある。Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik, “Technische Richtlinie TR-03107-1 Elektronische Identitäten und Vertrauensdienste im E-Government, Teil 1: Vertrauensniveaus und Mechanismen,” Version 1.1.1, 7.5.2019, p.8. <https://www.bsi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/BSI/Publikationen/TechnischeRichtlinien/TR03107/TR-03107-1.pdf?__blob=publicationFile&v=1> この技術ガイドラインは、EU 一般データ保護規則第8条第2項に規定する信頼水準「低 (low)」、「実質的 (substantial)」、「高 (high)」を踏まえたものである。「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU)2016/679 (一般データ保護規則) 【条文】」(仮日本語訳) pp.21-22. 個人情報保護委員会ウェブサイト <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>>

(9) 個別の行政手続に必要なデータの保護が必要であればあるほど、認証要件も厳しくなることを意味する。BT-Drucksache 18/11135, S. 94.

h) 住所

i) 国籍

j) 身分証明書法第 18 条、eID カード法第 12 条又は滞在法第 78 条第 5 項にいう電子的本人証明機能を使用する場合は、ドイツ連邦共和国の略記「D」、文書の種別並びにサービス及びカードに固有の識別記号

k) 「域内市場における電子取引のための電子識別及び信頼役務並びに指令 1999/93/EC の廃止に関する 2014 年 7 月 23 日欧州議会及び理事会規則第 910/2014 号」(OJ L 257, 28.8.2014, p. 73)⁽¹⁰⁾ の規定により [加盟国が] 通知した⁽¹¹⁾ 電子識別手段によって送信された固有の識別子及び特定のデータ

l) その他の認定された電子識別手段によって送信された固有の識別子

m) 利用者アカウントのメールボックスの証明書

利用者アカウントを後日に eID 機能⁽¹²⁾ を用いて利用する場合は、原則として、サービス及びカードに固有の識別記号並びに住所が送信されなければならない、k) 及び l) に規定する電子識別手段の場合は、それぞれの固有の識別子のみが送信されなければならない。

2. 法人又は権利が帰属し得る団体の場合

a) 商号

b) 名称又は呼称

c) 組織の法的形態又は種別

d) 登記裁判所

e) 登記種別

f) 登記番号

g) 登記場所が存在する場合には登記場所

h) 本部又は支部の住所

i) EU 規則第 910/2014 号の規定により [加盟国が] 通知した電子識別手段によって送信された固有の識別子及び特定のデータ

j) その他の認定された電子識別手段によって送信された固有の識別子

k) 利用者アカウントのメールボックスの証明書

l) 代表機関構成員又は法定代理人の氏名。代表機関構成員又は法定代理人が法人である場合は、当該者につき a) から f) まで及び h) から k) までに規定するデータが収集されなければならない。自然人が組織を代表して行為する限りにおいて、第 1 号に規定する保存された個人データ（住所を除く。）及び第 3 項に規定するデータが用いられなければならない。

(10) Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC, OJ L 257, 28.8.2014, pp.73-114. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32014R0910&from=de#d1e1444-73-1>> この EU 規則（eIDAS 規則）については、米丸恒治「eIDAS 規則—EU における新署名認証基盤法制—」『専修ロージャーナル』14 号, 2018.12, pp.27-47. <<https://core.ac.uk/download/pdf/195811319.pdf>> を参照。

(11) EU 規則（同上）第 9 条の規定により、加盟国が欧州委員会に通知する。

(12) eID 機能とは、身分証明書の電子的本人認証機能である。米丸恒治「ドイツにおける eID カード（電子身分証）の概要と特徴—eID の官民共用と個人情報保護のしくみ—」『行政 & 情報システム』46(1), 2010.2, pp.32-37; „Die eIDAS-Verordnung und ihre Bedeutung für die eID-Funktion.“ Bundesministerium des Innern und für Heimat website <<https://www.personalausweisportal.de/Webs/PA/DE/verwaltung/eIDAS-verordnung-der-EU/eidas-verordnung-der-eu-node.html>> を参照。

第1号及び第2号にいうデータは、利用者の承諾を得て、連邦及び州の利用者アカウント間でも送受信することができる。

- (2) 利用者の本人性の確認のため、連邦及び州の最高財務官庁の委託を受け、公課法第87a条第6項に規定する安全な手続を利用する財務官庁は、次に掲げることを行うことができる。
 1. 同法第139b条第3項第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第10号⁽¹³⁾、第139c条第4項第3号、第5号、第8号及び第10号⁽¹⁴⁾並びに同条第5項第4号、第6号、第9号及び第11号⁽¹⁵⁾に掲げる連邦中央税務庁のデータ並びにこれらに類する財務官署⁽¹⁶⁾のデータであって、課税手続のために保存されているものを、当該官署において利用者の承諾を得て、自動的な手続により呼び出す⁽¹⁷⁾こと。
 2. 呼び出されたデータを、利用者の承諾を得て、その利用者アカウントに送信すること。
- (3) 利用者との通信のため、更に次のデータを処理することができる。敬辞、その他の宛名、Deメールアドレス⁽¹⁸⁾又はEU規則第910/2014号に規定する他の欧州連合諸国／欧州経済領域諸国の送達サービスの同等なアドレス、電子メールアドレス、固定電話又は携帯電話の番号、ファクシミリ番号。
- (4) 利用者の承諾を得て、利用者アカウントにおいて、行政案件〔Verwaltungsvorgänge〕に係る電子文書並びに利用者アカウント内のステータス情報及び手続情報を処理することができる。
- (5) 電子識別は、その都度、識別データを1回に限り問い合わせることにより、行うことができる。利用者の承諾を得て、識別データを永続的に保存し、行政サービスを所管する官庁に当該データを送信し、及び当該官庁が当該データを利用することが許される。〔識別データを〕永続的に保存する場合には、利用者が、いつでも利用者アカウント及び全ての保存データを自ら消去することができる状態にしなければならない。
- (6) 行政サービスの処理を所管する官庁は、個別に、利用者の承諾を得て、利用者アカウントを所管する機関から、当該利用者の識別に必要なデータを電子的に呼び出すことができる。組織アカウントで識別及び認証を行う場合には、公課法第87a条第6項第1文の規定により用いられる安全な手続が、法令により指示された書式に代わる。
- (7) 2023年6月30日終了時までには、税務行政において公課法第87a条第6項の規定により2019年12月31日まで用いられる安全な手続は、連邦全域で、本人性の証明のために信頼水準「実質的」レベル⁽¹⁹⁾にあると認められる。第1文は、公課法の適用分野の行政サービスには適用しない。
- (8) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、相互運用性を確保した連邦及び州の利用者アカウントにおいて本人性の証明のために用いることができる電子的識別手段

(13) 自然人の家族氏、出生氏、名、博士号、出生地、出生日及び住所に関するデータ。

(14) 法人の商号、法的形態、所在地及び登記簿等の記載事項に関するデータ。

(15) 商号又は当該団体の名称、法的形態、所在地及び登記簿等の人的団体 (Personenvereinigung) に関するデータ。

(16) 税務等に関する州の下級官庁。財務行政に関する法律第2条第1項第4号参照。Finanzverwaltungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 4. April 2006 (BGBl. I S. 846, 1202)。

(17) 「呼び出す (abrufen)」とは、画面に表示させること、あるいはデータを検索してダウンロードすることをいう。

(18) Deメールとは、本人確認認証付きの電子書留メールサービスである。米丸恒治「ドイツ De-Mail サービス法—安全で信頼性ある次世代通信基盤法制としての認証付メール私書箱法制—」多賀谷一照ほか『情報ネットワークの法律実務 第2巻』第一法規、1999- (加除式), pp.2731-2741; 同「ドイツ De-Mail サービス法の成立—安全で信頼性ある次世代通信基盤法制としてのドイツ版電子私書箱法制—」『行政 & 情報システム』47(3), 2011.6, pp.30-35; 渡辺富久子・古賀豪「ドイツにおける行政の電子化推進のための立法」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.43-45. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747938_po_02610004.pdf?contentNo=1>

(19) 前掲注(8)を参照。

及び「識別手段の」認定手続の詳細を定め、並びに利用者アカウントの相互運用性の確保のための技術的な枠組条件を定める権限を有する。

第9条 行政行為の通知

- (1) 利用者の承諾を得た場合には、電子的行政行為は、利用者又は利用者の任意代理人が公衆にアクセス可能な通信網を介して、第2条第5項に規定する利用者アカウントの構成要素である、第2条第7項に規定する当該利用者のメールボックスからこれと呼び出すことにより、通知が行われたとすることができる。官庁は、権限のある者の認証後にのみ、その呼出しが可能であること及びこの者による電子的行政行為の保存が可能であることを、保証しなければならない。当該行政行為は、呼出しに対する提供の準備ができてから3日後に通知されたものとみなす。[利用者が通知を呼び出すことができるようになっていたか否かについて] 疑いがあるとき、官庁は、みなし通知を擬制するため、提供準備ができたこと及び提供準備ができた日時を証明しなければならない。利用者又は利用者の任意代理人は、遅くとも呼出しの提供準備ができた日までに、この目的のためにこの者が指定したアドレスを介して、呼出しが可能であることについての連絡を受ける。行政行為の新たな通知の前に呼出しが行われた場合、最初に呼び出した日をアクセスした日と決定する。
- (2) 連邦政府は、ドイツ連邦議会及び連邦参議院に対し、遅くとも2025年12月10日までに、メールボックスを介した行政行為の通知の実務において得られた経験について、報告する。

第10条 データ保護コックピット⁽²⁰⁾

- (1) 「データ保護コックピット [Datenschutzcockpit]」とは、自然人が公的機関間のデータ送信に関する情報を表示することができるポータルネットワーク上のITコンポーネントである。[第1文の規定は、] 識別番号法第5条⁽²¹⁾に規定する識別番号が使用されるデータ送信に適用される。
- (2) データ保護コックピットでは、第4項第3文の定めるところに従い、専ら識別番号法第9条⁽²²⁾に規定するログデータ [Protokolldaten] 及びこれについて送信されたコンテンツデータ並びに登録簿の既存データが表示される。当該データは、それぞれの利用処理 [Nutzungsvorgang] が行われている間のみデータ保護コックピットに保存され、利用処理の終了後は遅滞なく消去されなければならない。個人データの処理の際の自然人の保護、データの自由な移動及び指令第95/46/EC号の廃止に関する2016年4月27日の欧州議会及び理事会規則第2016/679号(一般データ保護規則) [OJL 119, 4.5.2016, p.1; L 314, 22.11.2016, p.72; L 127, 23.5.2018, p.2; L 74, 4.3.2021, p.35] 第15条⁽²³⁾に基づく情報請求権の行使は、これを妨げない。データ保護コックピットは、利用者の視点から、簡易かつ実用的であるように設計

(20) 第10条は、Registermodernisierungsgesetz vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591) により追加された。その後、Gesetz zur Regelung des Erscheinungsbilds von Beamtinnen und Beamten sowie zur Änderung weiterer dienstrechtlicher Vorschriften vom 28. Juni 2021 (BGBl. I S. 2250) により第2項が改正されたほか、「データコックピット」の文言が「データ保護コックピット」とされた。同条は、連邦内務・建設・国土省が、識別番号法に基づく制度運用のために必要な技術的条件が整ったことを公示した日から施行される。

(21) 識別番号法では、公課法第139b条に規定する識別番号を、各登録簿の共通の識別番号として用いることを定めている(第1条)。識別番号法第5条は、識別番号の目的として、①データレコードの個人への割当て及び②異なる登録簿間のデータレコードの照合を規定している。

(22) 識別番号法第9条は、公的機関間のデータ送信の記録(Protokollierung)に関する規定である。各公的機関によってデータ送信が記録されること、ログデータはデータ保護目的(オンライン・アクセス法第10条に基づく対象者のデータ保護コックピットへの送信を含む。)でのみ使用することができること、ログデータは2年間保存されること等を定めている。

されなければならない。利用者の不利益となる国家の介入を不可能とする技術的及び組織的な措置が講じられなければならない。

(3) 自然人であれば誰でも、データ保護コックピットを運営する公的機関において、データ保護コックピットのための登録を行うことができる。この者は、この登録及びデータ保護コックピットの利用の際に、信頼水準「高」の識別手段によって識別されなければならない。本人性の確認のため、登録及び利用の際には、サービス及びカードに固有の識別記号を処理することができる。その他、利用者はポータルネットワークの利用者アカウントを用いても、データ保護コックピットに登録することができる。

(4) データ保護コックピットは、公課法第 139b 条に規定する識別番号⁽²⁴⁾を、第 2 項に規定するデータの収集及び表示の照会のための識別子として処理することができる。識別番号法第 6 条⁽²⁵⁾に規定する照会のために、データ保護コックピットは、利用者登録の際に、次のデータを収集する。

1. 氏
2. 名
3. 住所
4. 出生氏
5. 出生日

利用者は、データ保護コックピットが、第 2 項に規定するログデータ及び送信されたコンテンツデータ並びに登録簿の既存データを収集し、及び表示することができる範囲を決定する。当該データには、利用者のみがアクセスすることができる。利用者は、いつでも自らデータ保護コックピットの中の自らのアカウントを消去することができなければならない。データ保護コックピットの中のアカウントは、3 年間使用されなかった場合、自動的に消去される。

(5) データ保護コックピットは、連邦内務・建設・国土省が IT 計画評議会と協議の上、連邦参議院の同意を要する法規命令により定めた公的機関が設置し、及び運営する。技術的手続、データレコードの技術的形式及び伝送経路の詳細は、連邦内務・建設・国土省が IT 計画評議会と協議の上、連邦参議院の同意を要する法規命令により定める。

第 11 条 データ保護コックピットの使用に関する経過規定

第 10 条の規定が施行されるまで、データ保護コックピットは、連邦内務・建設・国土省の同意を得て、利用者が 1 又は複数の行政サービスの申請を行い、その際に、必要な証明の自動データ交換による提供を承諾するというパイロット手続において、使用することができる。

(わたなべ ふくこ)

(23) EU 一般データ保護規則第 15 条は、データ主体が、管理者から自己に関係する個人データが取り扱われているか否かの確認を得る権利及び(取り扱われているときは)その個人データ及び関連情報(目的やデータの種類等)にアクセスする権利を有することを定めている。

(24) 公課法第 139b 条に規定する識別番号とは、一意の納税者番号である。

(25) 識別番号法第 9 条は、各登録簿を所管する機関は、登録簿のデータレコードに納税者番号を追加的に加えるために、登録簿現代化官庁(連邦行政庁)から自然人の個人データ(納税者番号、氏名、住所等)を自動的に呼び出すことを定めている。識別番号法については、泉真樹子「【ドイツ】オンラインアクセス法の実施—連邦住民登録法第 2 次改正法及び登録現代化法(ID 番号法の制定)—」『外国の立法』No.288-1, 2021.7, pp.18-19. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11693549_po_02880108.pdf?contentNo=1> を参照。